

あまがさきししょうがいしゃぎやくたいつうほう

きんきゅうれんらくまどぐち

尼崎市障害者虐待通報・緊急連絡窓口

あまがさきし しょうがい ひと ぎやくたい かん つうほう しょうがい ひと ちいきせいかつ
尼崎市では、『障害のある人への虐待に関する通報』や『障害のある人の地域生活
における緊急相談』に対応するため、平成30年1月から、24時間365日受け付け
が可能な『尼崎市障害者虐待通報・緊急連絡窓口』を設置しております。

つうほう そうだん まどぐち
《通報・相談の窓口》

つうほう そうだん まどぐち なんぼく ほけんふくし
通報・相談の窓口は、南北それぞれの保健福祉センターにある
しょうがいしゃしえんか しょうがいしゃぎやくたいほうし
障害者支援課（障害者虐待防止センター）になります。

ぎやくたい きづ ちいきせいかつ きんきゅうそうだん
虐待に気付かれたり、地域生活における緊急相談がございましたら、
か き れんらくさき ねが つうほうないよう そうだんないよう うらめん らん
下記の連絡先へお願いします。（通報内容や相談内容は裏面をご覧ください。）

なお、きゅうじつ やかん あまがさきし いたく せんもん
休日・夜間については、尼崎市が委託する専門のコールセンターへつながります。



ほくぶ ほけんふくし しょうがいしゃしえんか
北部保健福祉センター 障害者支援課
しょうがいしゃぎやくたいほうし
(障害者虐待防止センター)

〒661-0012

あまがさきしみなみつかぐちちょう ちょうめ ぼん ごう つかぐち ぼんかん かい
尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン 1番館5階

でんわ

電話 06-4950-0422 ファックス 06-6428-5118※

なんぶ ほけんふくし しょうがいしゃしえんか
南部保健福祉センター 障害者支援課
しょうがいしゃぎやくたいほうし
(障害者虐待防止センター)

〒660-0876

あまがさきしたけやちょう ちょうめ ぼんち てやしき かい
尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル 5階

でんわ

電話 06-6415-6248 ファックス 06-6430-6803※

※ きゅうじつ やかん 受付け よくかいちょうび たいおう
※ 休日・夜間のファックスについては、受付のみとなります。翌開庁日からの対応と
なりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い致します。

あま が さき し
尼 崎 市

しょうがい ひと ぎゃくたい 障害のある人への虐待について

~このような虐待に気付いたら速やかに通報してください~

ようごしや かぞくとう ぎゃくたい 養護者(家族等)による虐待

しょうがい ひと せいかつ せわ
障害のある人の生活の世話
や金銭管理などを行っている
かぞく しんぞく どうきよ ひと
家族や親族、同居する人によ
る虐待のことで

しょうがいしゃふくししせつじゆうじしやとう ぎゃくたい 障害者福祉施設従事者等による虐待

しょうがいふくししせつ しょうがいふくし
障害福祉施設や障害福祉サ
ービスなどの事業所で働いて
いる職員による虐待のこ
とです。

しょうしや ぎゃくたい 使用者による虐待

しょうがい ひと やと
障害のある人を雇っている
事業主などによる虐待のこ
とです。

ほうき ほうにん 放棄・放任(ネグレクト)

- 食事や水分を十分に与えない
- 必要な福祉サービスを受けさせないなど



せいてきぎゃくたい 性的虐待

- 無理やりわいせつなことをしたり、させたりするなど



しんたいてきぎゃくたい 身体的虐待

- 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為など



しんりてきぎゃくたい 心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、意図的に無視する、精神的に苦痛を与えるなど

けいざいてきぎゃくたい 経済的虐待

- 年金や賃金などを渡さない
- 本人の同意なしに財産を処分するなど

ちいきせいかつ きんきゅうそうだん 地域生活における緊急相談について

~このような緊急に支援が必要な時は連絡してください~

ケース① (しょうがい ひと ははおや どうきよせたい) 障害のある人と母親の同居世帯)

ははおや きゅうびょう あした きんきゅうにゆういん しんぞく こうりゅう
母親が急病で明日から緊急入院する。親族との交流がほとんどなく、
つうしょじぎょうしょうとう そうだん うけいれさき み あした せいかつ
通所事業所等へ相談するが、受入先が見つからないため、明日からの生活が
こなん
困難である。



ケース② (しょうがい ひと あに どうきよせたい) 障害のある人と兄の同居世帯)

あに きゅうし しんぞく れんらく しょうがいふくし りよう
兄が急死し、親族との連絡がとれない。障害福祉サービスなどの利用もなく、
どこにも相談できないため、今日からの生活が困難である。

